

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

3000号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

3000号
記念 特集号



夜明け(井仁の棚田 広島県安芸太田町)

もくじ

- 〇活 動 町村週報の歩みと広報活動の動向……………(8)
- 〇論 説 地方創生と自治体の首長……………(4)
- 〇 東京大学名誉教授 大森 彌……………(4)
- 〇 町村週報3000号発行にあたって 町村とともに歩む機関紙でありたい……………全国町村会長 藤原 忠彦……………(2)
- 〇 町村週報3000号発行によせて 地方創生の実現に向けて町村に大きな期待……………総務大臣 高市 早苗……………(3)

コラム

「待つ」力

作家・エッセイスト 阿川 佐和子



私は東京生まれの東京育ちで、この六十数年間、一貫して都会の近辺で生きてきた。そんな人間が農山漁村の人たちにも申す資格などないように思われる。ただ、世知辛くも慌ただしい都市部に住んでいるからこそ、過多と思われる情報の渦中で仕事をしているからこそ、感じることはある。

先日、京都の茶焼の第十五代、榮吉左衛門さんにお会いした。千利休に見出されて茶碗をつくった初代、長次郎から始まって四百年あまり、ひたすら土をひねり、試行錯誤しながらも茶碗の伝統を引き継いできた歴史のご自身の苦労話も面白かったが、その茶碗のもとななる聚楽土という特殊な土の話はことのほか私の心に残った。

「いんなに技を磨いたところで茶碗のもとになる土を絶やしてしまつたら、茶焼は続かなくなる。だから、私たちは代々、必死で土探しをしてきたのです。自分が使うためではなく、孫やひ孫が使うための土を。子孫のために用意しておかないと、十五代は何をしていったのかと怒られますからね」

榮さんの話を聞いて、思い出した。そういえば林業の人たちも言っていた。「今、自分が植えた苗がどれほど立派な木に成長するか。それを自分の生きているうちに見届けることはできないのですよ」

農業に携わる人々として、同じ気持ちだろう。土を耕し、種を植え、苗を育て、下草を処理し、害虫がつかないように気をつけ、そしてようやく作物を収穫するまで、どれほどの月日を待ち望むことか。

現代人は日々刻々「待つ」ことをしなくなつた。「待つ」ことは不便とみなすようになった。メールを書けばすぐに返事がくる。電話をかけるどこでも通じる。早い乗り物に乗つてどこへでも瞬時に移動できる。欲しいものはどこからでもあつという間に手元に届く。そして、すぐに結果を出せない人間は仕事を失う時代である。速効性はかりを重視することが、はたして人間の幸せに繋がるのだろうか。

最近、私は疑問を抱くようになった。「待つ」ところに文化が生まれるのではないか。「待つ」ことが人間を育てるのではないか。せめて自然と対峙して生きている人々の「待つ」力を、消費者である身はもっと理解し、尊敬すべきではないかと、私は思う。

写真キャプション

先人達が長い時間をかけて作り上げ、現在まで受け継いできた棚田。「日本の棚田百選」などを契機に評価が高まり、全国的に保全活動が行われている。「井仁の棚田」では昔の田植えを再現するなど、伝統的農法の継承の場としても注目を集めている。

3000号
記念
特集号

町村週報

3000号発行にあたって

町村とともに
歩む機関紙でありたい

全国町村会長 藤原 忠彦

「町村週報」は本号で3000号を迎えました。この間における皆様方のご支援と関係者のご尽力に対し、心から御礼を申し上げます。

全国町村会の機関紙は、大正10年の会の創設時から様々な変遷を経て、昭和24年7月、「町村週報」の前身となる「自治特報」が発行されました。この「自治特報」第1号では、同年6月23日戦後

の混乱期の中で開催された16回目の全国町村長大会の様相を報じており、「町村長こそ、祖国再建の真の担当者である」と信ずることも、地方町村なくして国家なく、また地方町村の再建なくして国家の再建のないことを確信する「という伊藤職会長(福島県本宮町長)の挨拶が、当時の町村長の決意と我が国の状況を伝えております。その後「自治特報」は、昭和28年、名称を「町村週報」に改め、今日に至っております。

第1号の発行から約68年、「町村週報」は、それぞれの時代に町村が直面してきた問題とその問題に町村長が総力を結集し、粉骨砕身対応してきた姿を伝え続けてきました。「町村週報」3000号の歩みは、まさに我が国の町村自治の歴史そのものであるといっても過言ではありません。

この間、社会システムは大きく変わり、町村を取り巻く環境も大きく変貌してきました。昭和の合併と平成の合併を経て、町村の数は大幅に減少するとともに、我が国が人口減少時代に突入する中で、過疎化、少子高齢化が急速に進行

するなど、その状況は一段と厳しさを増しております。

しかしながら、いつの時代にあっても全国の町村は、国民共有のかけがえない財産である農山漁村を守りつつ、地域の振興と住民福祉の向上のため、幾多の困難を乗り越えて様々な施策に果敢に取り組んできました。

全国町村会が、全国の町村の更なる発展のために精力的に活動を展開していく上で、機関紙の果たすべき役割も一層重要度を高めております。全国町村会と町村関係者を結ぶ媒体として、本会の活動状況の伝達によって連携の強化を図ることはもとより、円滑な行政運営に資するため、多くの有識者の寄稿や政府・国会等の施策、町村における先進的な取組など、常に有益な情報を迅速かつ丁寧に提供していく必要があります。同時に町村の主張を外部に発信し、訴え続けていくことも、「町村週報」に課せられた重要な使命であります。

内外の諸情勢は、めまぐるしく変化しておりますが、これからも「町村週報」は、町村に寄り添い、町村とともに歩んでいく機関紙でありたいと考えております。3000号発行に至る積み重ねた歴史を誇りとしながらも、社会の変化に柔軟に対応し、今後とも町村にとって存在価値の高い機関紙を目指してゆく所存です。皆様方のお一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

3000号
★記念★

特集号

町村週報

3000号発行によせて

地方創生の実現に 向けて町村に大きな期待



総務大臣 高市 早苗

全国の町村長の先生方をはじめ町村行政に携わっておられる多くの方々に貴重な情報を届けてこられた「町村週報」が、このたび3000号を迎えられましたことを、心よりお慶び申し上げます。長年に渡って発行を続けてこられました全国町村会のお取組に敬意を表し、感謝申し上げます。総務省では、これまで、地域に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強い地域経済構造」を構築する

ため、「ローカル10,000プロジェクト」や「分散型エネルギーインフラプロジェクト」をはじめとする「地域経済好循環推進プロジェクト」を進めてまいりました。

さらに、平成28年度の第二次補正予算においては、「ローカル・アベノミクス」を加速するため、このプロジェクトに、地域への「ヒト・情報」の流れを加速する「チャレンジ・ふるさとワーク」を新たに盛り込みました。平成29年度は、更なる推進を図ってまいります。

国民の皆様への普及を進めている「マイナンバーカード」につきましては、「ワンストップ・カードプロジェクト」により、カードの利便性向上に向けた「アクションプログラム」を昨年末に取りまとめました。

マイナンバーを活用し、全地方公共団体での「子育てワンストップサービス」の実施を目指すとともに、戸籍や住民票など証明書の「コンビニ交付サービス」の全国展開に注力いたします。また、マイナンバーカード1枚で図書館や商

店街等での利用を可能とする「マイキープラットフォーム」を構築するとともに、クレジットカードやマイレージカードのポイントを全国の商店街等で活用できる「地域経済応援ポイント」を導入し、地域活性化につなげてまいります。

地方自治制度につきましては、第31次地方制度調査会の答申を踏まえて、地方公共団体のガバナンスの強化や外部資源の活用による地方行政体制のあり方の見直しを行ってまいります。

また、本年は、地方自治法が施行されて70周年を迎える節目の年です。

国民の皆様には地方自治の意義と重要性を改めてご認識いただく絶好の機会です。町村行政の第一線で活躍いただいている皆様には、議会の活性化など、地方自治の更なる発展に向けた取組をお願い申し上げます。

地方創生の実現や地域経済の好循環を拡大するためには、町村が持っている美しい景観や自然、伝統文化などの地域資源を活用した取組が重要であり、町村には大きな期待が寄せられています。

総務省としても、それぞれの地域が自主性・主体性を発揮して、特色ある地域づくりができるよう、全力で取り組んでまいりますので、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、「町村週報」が未長く多くの方々に愛読されますことを願い、「関係の皆様のご健勝と益々の活躍を祈念申し上げます。

視
点

地方創生と自治体の首長

東京大学名誉教授 大 森 彌

決め手も奇策もない人口政策

2014(平成26)年11月、「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国も自治体も創生事業に乗り出した。国は、創生法に基づいて、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度の人口集中を是正することにより、2060年に人口1億人を維持したいとしている。だが、これには決め手も奇策もなく、いわば、安心できる海図なしに航海に出たといえるかもしれない。全国の自治体は、それぞれに、その命運をかけて人口ビジョンと戦略

計画を策定し、行く先に不透明感が漂つ中で、まち・ひと・しごとの創生事業を開始している。

人口減少で自治体は消滅しない

創生法の立案・成立に大きな弾みを与えたのは、いわゆる「増田レポート」の地方消滅論であった。2010年を起点にして30年後の2040年までの間に、「20歳から39歳まで」の若年女性の数が50%以上減少し、しかも2040年に人口が1万人以下になる自治体を「消滅可能性が高まる」と捉えた。消滅とは自治体でなくなる

ことであるから、人口減少の衝撃が自治体の存否に及ぶという警鐘であった。しかし、法人格をもつ自治体が人口減少自体によって消滅することはなく、消滅のためには法的な手続きが必要である。

町村は、明治、昭和、平成と、三度、合併の大波に見舞われてきた。合併とは、つまるところ法人としての町村を消滅させることであつた。「平成の合併」では、1999(平成11)年4月、2、558あつた町村の数は2010(平成22)年3月には941となり、実に1、617もの減少である。国と都道府県は合併推進の圧力

をかけたが、当事者である市町村が動かなければ市町村合併はなかつた。その意味では、「平成の合併」は市町村の判断の結果であつた。合併の是非は、なによりも市町村長とその議会の意思であつた。単独で行こうと決心した町村は少なからず存在したが、多くの町村は、お互いに身を寄せ合つて(新設合併)、あるいは大きいところへ身を寄せて(編入合併)、「外庄」に対処したといえよう。「身」とは土地と住民であり、合併によって自治体が消えても、それまでの土地と住民は新たな自治体の区域の中に包み込まれて存

論 説



大森 彌(おおもり わたる)

東京大学名誉教授。
 1940年、旧東京市生れ。東京大学教授、千葉大学教授、地方分権推進委員会専門委員、厚労省社会保障制度審議会会長等を歴任。
 専門は行政学・地方自治論。現在、全国町村会「道州制と町村に関する研究会」座長、地域活性化センター「全国地域リーダー養成塾」塾長など。近著に、『人口減少時代を生き抜く自治体』（2017年・第一法規）、『町村自治を護って』（2016年・ぎょうせい）、『自治体の長とそれを支える人びと』（2016年・第一法規）、『自治体職員再論』（2015年・ぎょうせい）など。

在し続ける。法人もまた「人」であるが、合併によって自治体が無くなっても、近しい人が亡くなったときのような悲しみを感じているように見えなかったのは、自治体が法人という人為的な存在だからかもしれない。

「わが町(村)を守り通す」決意を

「平成の合併」が幕引きになった後も、合併あるいは非合併にかかわらず、町村は少子高齢化の波に洗われ続けている。その中で急激な人口減少が続けば自治体が消滅の危機に瀕するという警鐘が

鳴らされたといえる。しかし、少なくとも今までのところ、国は、町村を消滅させるのではなく存続させる方向をとろうとしている。それが「創生法」を梃子にした人口政策とそれと連動した地域活性化政策であるといえる。町村は、いかに厳しい環境条件の下でも、自ら法人であることを放棄しない限り、存続し続ける。

いま、全国の町村長に求められているのは、自治体存続への堅固な意思であり、それを「わが町(村)を守り通す」と言い放つことではないか。「綸言汗の如し」という。長たる者、一度口にした言葉は取

政治家としての首長に求められるもの

り消すことはできないことのとたえである。この意思を具体的な施策で示すのが各町村で取り組んでいる創生事業である。

首長は執行機関と言われるように自治体の機関である。首長の言動は、しばしば毀誉褒貶の対象になるが、その効果は首長個人にではなく法人としての自治体に帰属する。首長の振る舞いが自治体の価値を高め、あるいは棄損することがあるのは首長が自治体の機関であるからである。しかし、いか

に自治体の機関であっても、首長は生身の人間であるから、その個性が滲み出てくる。

マックス・ヴェーバーの『職業としての政治』は政治に身を投ずる人間にとって必読の古典であるが、その中で、ヴェーバーは、「政治家は、自分の内部に巣くつくありふれた、あまりにも人間的な敵を不断に克服していかなければならない。この場合の敵とはごく卑俗な虚栄心のことで、これこそ一切の没主観的な献身と距離—の場合、自分自身に対する距離—にとって不倶戴天の敵である。」(脇圭平訳、岩波文庫)と言いつづけている。虚栄心とは、自分というものをできるだけ人目に立つように押し出したいという欲望のことであるが、これが災いし、冷徹な状況認識がくもり、本来の使命を見失いがちになるのである。

自治体の首長は4年任期の直接公選で決まるから、選挙にまつわる個別事情に敏感になることは避けがたいかもしれない。それでも首長に求められているのは、自己の命運を超えて、より良き自治体

論 説

と地域を創造していかうとする確固たる意思であり、地域の全体と将来を見据え、現実的な判断を下し、その判断の結果に全責任を負う覚悟である。

高まる農山村の価値

かつて民俗学者の柳田國男は、遠野地方の民間伝承を『遠野物語』に著し、その序文で「願わくはこれを語りて平地人を戦慄せしめよ。」と書いた。平地人とは、大

それでも「田園回帰」(向村離都)の動きは時代転換の明らか

保持している農山村の価値に改めて気づき、そこに居を移し定住しようとしている。この新たな人の流れを見ても農山村を守り通す意義は明白であり、町村の重要性が高まっているといえる。

全国町村会が『都市・農村共生社会の創造〜田園回帰の時代を迎えて〜』(2014年9月、提言)の中で指摘したように、農山村は、

困難にめげず、しなやかに生き延びていく力

町村は、概して、農山漁村地域

に所在し、相対的に人口規模が小さく、財政力指数は高くはない。しかも、いち早く人口の社会減と高齢化の進展に直面し、それへの対応に苦慮し続けている。このような不利な条件のゆえに、「こんなところ」と自分たちの地域を卑下し、あるいは「どうしようもない」と愚痴をこぼし、「変わるはずがない」と、困難に立ち向かっていく意欲を失ってしまえば、衰退の一途は必定である。

若者の流出に歯止めをかけ、地域資源の活用によって「しごと」(生業)をつくり出すために必要なもの、この「復元力」である。町村の区域は、自然と物と人の固有の結びつきである暮らしの場所である「地区」によって構成されている。地域創生の核心は、各地区を単位にした「復元力」の発現である。それには地区住民と役場の「協働」(水平的協力関係)が

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え、「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。

●お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 ●ホームページアドレス http://www.chisato-ag.co.jp

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間 月~金 午前9時30分~午後5時)

0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが団体協約を締結し、実施しているものです。
●団体協約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜の定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〔車両保険引受保険会社〕損害保険ジャパン日本興亜株式会社 〔損害保険ジャパン日本興亜株式会社〕は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です。

論 説

小さいことの素晴らしさと
地域人財

必要であることは言うまでもない。

町村は小規模であるがゆえに非効率であるといわれることがある。しかし、小規模であるがゆえに、地域のことを知り尽くした人びとが、地域の資源を活用して、創意工夫を凝らし地域を活性化させることができるし、地域全体を見渡し、住民のニーズをきめ細かく捉え、関連施策を横に結びつけやすいともいえる。小さいことの素晴らしさは人間的スケールの素晴らしさであり、地域に暮らす住民一人ひとりが見えていることであり、それこそが町村における地域づくりの核心である。

町村が人口減少時代を生き抜いていくためには、人びとの力を結集できる「並外れた人」が必要である。人並み以上に、気力・体力・知力にすぐれ、地域を良くしたいというひたむきな気持ちから地域の可能性を引き出そうと率先して行動している人である。その筆頭

に町村長がいれば、地域の「復元力」はより一層増す。内の絆を大事にしつつ、内を外に向かつて開き、変化に挑戦している人は地域にとって貴重な財産(人財)である。

2015年9月、国連は全加盟国の合意により「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択し、地球の未来図を示す持続可能な開発目標を示したが、その達成過程では脆弱な立場に置かれやすい人びとを「誰一人取り残さない(No one will be left behind.)」としている。地域の中には難問を抱え支援を必要としている住民がいる。町村長には、「誰も見捨てない」という住民擁護の基本理念に立って創生事業を展開していくことが望まれる。創生事業は人口政策であるが、住民は人口ではない。住民は、生老病死と喜怒哀楽のうちに人生を送っている、かけがえない個々人である。その住民は、自分たちと心通わせることのできる町村長にこそ人口減少時代を生き抜いていく舵取りを託すことができるといえよう。

都道府県別市町村数

(平成29年5月22日現在)

| 都道府県 | 町 | 村 | 町村計 | 市 | 計 | 都道府県 | 町 | 村 | 町村計 | 市 | 計 | 都道府県 | 町 | 村 | 町村計 | 市 | 計 |
|------|-----|----|-----|----|-----|------|----|----|-----|----|----|------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 北海道 | 129 | 15 | 144 | 35 | 179 | 富山県 | 4 | 1 | 5 | 10 | 15 | 岡山県 | 10 | 2 | 12 | 15 | 27 |
| 青森県 | 22 | 8 | 30 | 10 | 40 | 石川県 | 8 | 0 | 8 | 11 | 19 | 広島県 | 9 | 0 | 9 | 14 | 23 |
| 岩手県 | 15 | 4 | 19 | 14 | 33 | 福井県 | 8 | 0 | 8 | 9 | 17 | 山口県 | 6 | 0 | 6 | 13 | 19 |
| 宮城県 | 20 | 1 | 21 | 14 | 35 | 長野県 | 23 | 35 | 58 | 19 | 77 | 徳島県 | 15 | 1 | 16 | 8 | 24 |
| 秋田県 | 9 | 3 | 12 | 13 | 25 | 岐阜県 | 19 | 2 | 21 | 21 | 42 | 香川県 | 9 | 0 | 9 | 8 | 17 |
| 山形県 | 19 | 3 | 22 | 13 | 35 | 静岡県 | 12 | 0 | 12 | 23 | 35 | 愛媛県 | 9 | 0 | 9 | 11 | 20 |
| 福島県 | 31 | 15 | 46 | 13 | 59 | 愛知県 | 14 | 2 | 16 | 38 | 54 | 高知県 | 17 | 6 | 23 | 11 | 34 |
| 茨城県 | 10 | 2 | 12 | 32 | 44 | 三重県 | 15 | 0 | 15 | 14 | 29 | 福岡県 | 30 | 2 | 32 | 28 | 60 |
| 栃木県 | 11 | 0 | 11 | 14 | 25 | 滋賀県 | 6 | 0 | 6 | 13 | 19 | 佐賀県 | 10 | 0 | 10 | 10 | 20 |
| 群馬県 | 15 | 8 | 23 | 12 | 35 | 京都府 | 10 | 1 | 11 | 15 | 26 | 長崎県 | 8 | 0 | 8 | 13 | 21 |
| 埼玉県 | 22 | 1 | 23 | 40 | 63 | 大阪府 | 9 | 1 | 10 | 33 | 43 | 熊本県 | 23 | 8 | 31 | 14 | 45 |
| 千葉県 | 16 | 1 | 17 | 37 | 54 | 兵庫県 | 12 | 0 | 12 | 29 | 41 | 大分県 | 3 | 1 | 4 | 14 | 18 |
| 東京都 | 5 | 8 | 13 | 26 | 39 | 奈良県 | 15 | 12 | 27 | 12 | 39 | 宮崎県 | 14 | 3 | 17 | 9 | 26 |
| 神奈川県 | 13 | 1 | 14 | 19 | 33 | 和歌山県 | 20 | 1 | 21 | 9 | 30 | 鹿児島県 | 20 | 4 | 24 | 19 | 43 |
| 山梨県 | 8 | 6 | 14 | 13 | 27 | 鳥取県 | 14 | 1 | 15 | 4 | 19 | 沖縄県 | 11 | 19 | 30 | 11 | 41 |
| 新潟県 | 6 | 4 | 10 | 20 | 30 | 島根県 | 10 | 1 | 11 | 8 | 19 | 合計 | 744 | 183 | 927 | 791 | 1,718 |

3000号
記念
特集号

町村週報の歩みと 広報活動の動向

「町村週報」は本号をもちまして3000号を迎えました。創刊から現在に至るまでの歩みを概観するとともに、広報活動の動向を追ってみたいと思います。

戦前の広報活動

全国町村会(創立当初は全国町村長会)は、大正10年の創立当初から広報活動のあり方が課題となっていた。しかし経済的・人的に余裕がなかったため、機関紙を発行する体制を整えることができなかった。そのため、当時本会が事務室を借りるなど、密接な関係にあっ

た中央報徳会が発行していた月刊誌「新民」の巻末に「全国町村長会版」という頁を設けてもらい、本会の政務調査活動の状況や会議の概要、道府県町村会の動向などを掲載していた。

このように本会の広報活動は、中央報徳会の機関紙に間借りする形ではじまったが、大正15年頃から「全国町村長会報告書」を隔月で発行している。これ

は大きな会議等を開催した際に審議内容を掲載するなど、「全国町村長会版」を補つ位置づけのものであった。

その後、独自の機関紙を発行する気運が高まり、昭和4年4月から「全国町村長会会報」を月刊で発行することとなった。内容は政務調査活動の状況、論説、講演録、各種資料(国の施策、町村の状況、海外

報」の創刊当初は郡制廃止や義務教育費国庫負担金の問題などが、紙面で頻繁に論じられていた。

「全国町村長会会報」は、昭和9年4月に名称を「自治公論」と改題し、従来の内容に加え、訓令通牒、行政実例、裁判例等各種資料の掲載を充実させるとともに、地方からの投稿欄を設けるなど、名実ともに機関紙としての役割を担うようになった。しかし、太平洋戦争が始まると軍部からの提供記事が増え、さらに戦争激化によって、用紙不足が生じると毎月の発行に支障を来すようになり、19年2月号をもって休刊になった。

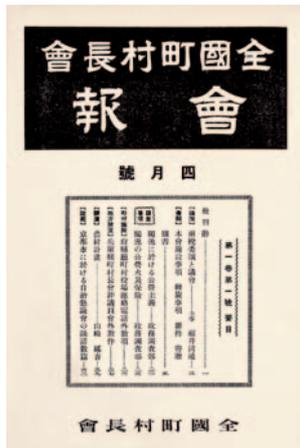


▲中央報徳会の月刊「新民」(上)と巻末の「全国町村長会版」(下)

の自治制度等)のほか、会議や要請活動の写真や掲載するなど、充実を図っている。この「全国町村長会会



▲「全国町村長会会報」は「自治公論」に改題



▲独自の機関紙として発行した月刊「全国町村長会会報」

活 動

「町村週報」の創刊

昭和20年8月、我が国は終戦を迎え、民主主義国家として新憲法や新地方自治法が制定される中で全国町村長会の使命も重要度を増し、同時に機関紙の再刊が望まれた。「自治公論」は、21年3月号で再刊を果たしたが、用紙不足は依然として続いており、頁の縮小や合併号とするなど、発行に苦慮した状況が伺える。22年8月号からは、次第に頁数も増やし、定期的に発行するようになった。※22年8月、全国町村長会は、名称を「全国町村会」に改め現在に至る。

「自治公論」による広報活動は軌道に乗りつつあったが、終戦後の地方行政制度の改革や山積する諸課題を迅速に町村に伝達するためには、月刊発行ではニュース性に欠けていたことから、「自治公論」の号外として昭和24年7月1日付で「自治特報」が発行されることとなった。「自治特報」は旬刊で、中央省庁の通達など、速報性が求められる記事を掲載した。当時の「自治公論」と「自治特報」の内容を比べてみると、前者は論説や政策の解説といった読み応えのある記事を掲載し、後者は本会の活動、国の施策や国内外の週間の動き等を掲載するなどすみ分けがなされていた。月刊・旬刊の二本立てで機



▲「町村週報」第1号にあたる旬刊「自治特報」



▲昭和34年11月発行の500号記念特集号

「町村週報」の配布先については、当初機関紙としての性格から町村のみであったが、町村の実情や本会の活動を広く伝達する必要性の高まりから、昭和38年からは新聞、テレビ、ラジオなどの報道機関にも配布、40年からは衆参両

院紙を発行することにより、全国町村会の広報サービスは飛躍的に向上した。

この「自治特報」が現在の「町村週報」の第1号にあたり、爾来発行を続け、今般3000号を迎えたところである。「自治特報」は町村関係者から好評であったため、昭和26年4月からは週刊で発行することとなった。

「自治特報」では新しい企画として、本会の要望や主張を政務各部の職員が簡潔に分かりやすく執筆した「主張」という記事を掲載した。「主張」は1年分を新書版にまとめて全国町村長大会の参加者やマスコミに配布するなど、本会政務活動をPRする役割も担っていた。

戦後数年を経て、地方行政をめぐ

る問題はますます増加し、広報活動に対するニーズも高まりを見せてきた。そこで昭和28年12月14日付発行号（196号）から、「自治特報」を「町村週報」に改題、29年度からは月刊「自治公論」を廃刊して「町村週報」に吸収合併することとした。

その後、「町村週報」は順調に発行を続け、前身である「自治特報」が発行されて10年後の昭和34年11月30日付発行号で500号を迎えた。同号は「町村事務の近代化特集号」として、行政需要が増大しつつあった時代背景にあわせ、町村における事務改善の方策に様々な角度からアプローチした内容であった。事務の近代化をテーマに行った本会役員と自治庁幹部等との座談会の模様や事務改善に取り組む町村の実例などが掲載されている。

昭和30年代後半になると、行政需要の多様化に伴い町村における事務量が

増大、複雑化した。それまで「町村週報」では、本会の活動に関する記事が占める割合が比較的大きかったが、国の施策に関する情報を分かりやすく解説を加え、迅速に伝達することも機関紙の重要な役割となった。現在の「政策解説」に通じる記事である。

また、昭和40年前後には人事管理の問題が注目されるようになり、「町村週報」でも町村職員のための接遇のあり方や女子公務員に向けた記事を連載している。この連載は、「接遇に関する十二章」という書名で新書版として発行され、自治体関係者から好評を得た。

そのほか新しい企画として、町村における新しい取組やユニークな施策を紹介する「町から村から」や町村長の「随想」などがある。「町から村から」は、タイトルを「町村Navigator」に変えて現在に引き継がれ、「随想」も継続して連載している。

活 動

院議員への配布を開始した。機関紙がパブリシティ活動の一翼を担うことになったのである。

1000号から2000号発行へ

昭和45年10月19日付発行号で「町村週報」は、1000号を迎えた。この記念特集号では、戦後に開催された全国町村長大会の決議をすべて収録、あわせて決議内容の変化について新聞社の論説委員による解説記事も掲載した。

大会決議事項はその時点における町村の重要課題であることから、20年分の決議は戦後の町村自治の変遷を如実に物語っている。回号ではそのほか各都道府県町村会長等の機関紙に対する感想や意見も掲載している。

1000号から2000号に至る22年間で、時代は昭和から平成へと変わ



▲昭和45年10月発行の1000号記念特集号



▲平成5年1月発行の2000号記念特集号



▲平成28年4月からは毎号をカラー化

り、我が国は国際化、高度情報化、そして少子高齢化が一段と進み、社会経済情勢は大きく変容した。一方、町村を取り巻く環境は、過疎化が一段と進み、高齢化も深刻の度合いを増し、財政危機や行政改革など幾多の難局に直面したが、本会は常に町村の立場にたつてその解決に向け全力を傾注した。

このような中で「町村週報」は、本会役員による国会や各種審議会における意見陳述、決議・要望等実現のための要請活動や各種調査研究の結果等を報じてきた。一方、健康管理やOA機器操作などに関する情報や文化・教養分野の比較的柔らかい内容の記事も増やし、親しみやすい機関紙という方向性も打ち出した。

この間の新企画で特に紹介しておきたいのは、昭和59年1月からはじまり、

現在も連載している表紙の「コラム」(当初は「閑話休題」)である。地方自治、政治経済、時事問題から歴史・文化等幅広いジャンルの話題をとりあげ、好評を博している。季節の写真とともに、まずは表紙で読者を惹きつけようという試みであった。この「コラム」は当初1名(本会職員)が執筆していたが、徐々に増員し、現在は17名の有識者が執筆陣となっている。

そのほかの新しい記事としては、昭和54年7月からはじまった「わが町わが村」がある。当初は新任都道府県町村会長の町村の紹介を役場職員から寄稿頂く企画であったが、63年4月からは都道府県町村会長以外の町村にも範囲を広げ、町村の概要や施策を写真入りで紹介する「現地レポート」の連載を開始した。「わが町わが村」と「現地レポ

ー

ト」は並行して掲載していたが、平成7年4月からは「現地レポート」に統一、現在も連載している。

そのほか国の新しい施策等を本会の政務担当職員が分かりやすく解説した「政策リーダー」(平成4年4月から掲載)もこの時期に連載をはじめた。「政策リーダー」は一時休止していたが、体裁等を変更し、現在の「国政情報」に引き継がれている。

2000号は平成5年1月4日付発行号であった。新年号・記念特集号として発行し、政治・経済・文化の3分野について、それぞれ大学教授等有識者による論説を掲載するなど、グローバル化時代に求められる地方自治、町村のあり方を模索する内容であった。また、回号では、機関紙の創刊から2000号に至るまでの歩みを概観している。

活 動



▲平成27年9月に開催した「町イチ！村イチ！2015」

広報活動については、機関紙「町村週報」の発行を主軸に置きつつも、平成12年にWebサイトを開設し、本会の活動状況や提言等の情報発信を強化、21年には農山漁村の重要性を訴える新聞への意見広告を掲載するなど、広報媒体を多様化させてきた。また、23年からは町村の特産品や観光資源などを集めたイベント「町イチ！村イチ！」を隔年度で開催し、町村の魅力のPRにも努めているところである。なお、このイベントはこれまで3回開催し、29年12月には4回目の開催を予定している。



▲平成20年7月から発行している「町村の施策事例集」

将来を予測することが困難な時代といわれて久しいが、町村と農山漁村を取り巻く状況は、これからも大きく変化していくことが予想される。全国町村会の広報活動はそうした時代の趨勢を見極め、常に町村に有益な情報の提供と町村の主張の外部への発信に努めていくことが求められる。今後とも「町村週報」は、全国町村会の機関紙として、独自性を発揮することも、その存在価値を高めていきたい。

3000号の発行と最近の広報活動
● 広報活動の動き
2001号から3000号発行に至る24年間で我が国と町村の状況は大きく変わった。90年代初めにバブル経済が崩壊して以来、失われた10年といわれる長期不況の下で経済成長は鈍化、国民生活は不安定なものとなり、格差も拡大した。また、東日本大震災など各地で発生する地震や台風・集中豪雨等、頻発する自然災害も大きな脅威となっている。一方、IT革命の進行でパソコンや携帯電話が急速に普及し、産業構造、行政のあり方から個人のライフスタイルまで、社会全体が大きく変

化した。
町村に目を転じると、平成11年から10年間続いた「平成の合併」で町村数は大幅に減少、人口減少や少子高齢化が一段と進むなど厳しい状況が続いている。しかしながら、最近では都市に住む若者を中心とした、農山村への関心を高め、新たなライフスタイルを求めて地方に移り住む「田園回帰」の動きなど、明るい話題もある。
このようなかで本会は町村自治の確立と農山漁村地域の振興に向けて、従来からの政府・国会等への要請活動や役員による審議会等での意見陳述に加え、調査研究に基づいた提言等を積極的にに行うなど、政務調査活動を充実させてきた。

● 現在の「町村週報」
現在発行している「町村週報」の主な内容は、①コラム、②活動(政務調査活動等の状況)、③政策(省庁の施策等の解説)、④論説(有識者による論説記事)、⑤フォーラム(町村担当者等による現地レポート)、⑥町村Navier(町村の施策やイベントの紹介)、⑦国政情報(省庁等の最新情報)、⑧ご当地キャラじまん(町村のご当地キャラの紹介)、⑨随想(町村長の随想)、⑩情報(新任都道府県町村会長の略歴、一般教養、お知らせ記事など)一等である。
年間の発行回数は40回で、発行部数は5,200部である。送付先は町村(各3部)、都道府県町村会をはじめ、衆

参両院議員、関係省庁、報道機関等となっている。体裁に関しては、平成20年4月からサイズをA B版からA 4版に変更、文字を大きくし、読みやすくした。また、17年から新年号のみカラー印刷としていたが、28年4月から毎号カラー化し、訴求力の向上を図ったところである。
なお、「現地レポート」については、平成20年7月から、2年分の掲載を1冊にまとめ「町村の施策事例集」として発行しており、全国の町村、都道府県町村会、衆参両院議員、関係省庁、報道機関等に配布、好評を得ている。この「施策事例集」は28年9月に5冊目を発行した。



TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119室
平日料金10,100円より

SINGLE ROOM

金曜日料金

15% OFF 8,600円より

土・日・祝日料金

20% OFF 8,100円より



ダブル 12室
平日料金 13,700円
(2名利用) ※1名利用の場合 11,400円

DOUBLE ROOM

金曜日料金

15% OFF 11,600円

※1名利用の場合 9,600円

土・日・祝日料金

20% OFF 10,900円

※1名利用の場合 9,000円



ツイン 17室
平日料金 19,000円より
(2名利用)

TWIN ROOM

金曜日料金

15% OFF 16,200円より

土・日・祝日料金

20% OFF 15,200円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

レストラン
ベルラン
Belran



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)

※※ さいかち

全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

WEBからのご宿泊予約は、特別料金(部屋数限定)がございます。

ホームページは [全国町村会館](#) [検索](#)

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩8分
- タクシー東京駅から約20分

